

京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第10号）（上下水道局総務部総務課）

水道事業における予納金制度を廃止するとともに、予納金の還付その他必要な経過措置を定めることとしました。

この条例は、平成20年7月1日から施行することとしました。

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川 大作

京都市条例第10号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市水道事業条例（以下「改正前の条例」という。）第23条第1項本文の規定により納入されている予納金（改正前の条例附則第4項の規定によりこれとみなされるものを含む。以下「予納金」という。）は、管理者が定めるところにより、給水の承認を受けた者（以下「使用者」という。）にこれを還付する。

3 前項の規定にかかわらず、京都市水道事業条例第22条の規定により管理者が指定した期限内に料金を納入していない使用者があるときは、管理者は、当該使用者に係る予納金を当該料金に充てることができる。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

（上下水道局総務部総務課）